

平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会の検討状況について

1 経緯

- (1) 令和6年7月5日、平成筑豊鉄道は、現在の経営状況を踏まえ、地域の関係者とともに今後のあり方について検討していくため、沿線市町村に対して、地域交通法※に基づく法定協議会の設置を要請
※ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- (2) 同年10月31日、沿線市町村は、平成筑豊鉄道が9つの市町村の区域にまたがる広域的な旅客運送サービスを提供していることを踏まえ、地域交通法に基づき、県に対して、地域公共交通計画の作成とそのための法定協議会の設置を要請
- (3) 同年の12月定例県議会において、法定協議会関連の補正予算を可決
- (4) 令和7年1月から法定協議会を5回開催、大きな方向性を決定するために必要な追加の調査事項を決定

2 調査の進捗状況

| 調査事項 | 主な調査内容 | 進捗状況 |
|---|--|---|
| 利用実態調査 | | |
| ①鉄道利用状況調査 | 平成筑豊鉄道の全便で駅間乗降人員を調査・集計 | 調査期間：7/11～7/17 調査結果を精査中 |
| ②沿線の県立中学・高校生の利用実態調査（Webアンケート） | 沿線の県立中学校・高校に通う生徒に対し、平成筑豊鉄道利用の有無、利用駅や時間帯、駅までの交通手段等を調査 | 第5回協議会(8/29)で調査結果を報告 |
| ③通学定期券購入時申込情報集計調査 | 平成筑豊鉄道を利用する高校生が通学定期券を購入する際の申込情報（学校名、住所、利用区間等）を集計 | |
| 事業シミュレーション調査 | | |
| ④路線バス転換案調査 ※ 既存の「鉄道維持案」及び「B R T 転換案」と比較検討するための「路線バス転換案」を作成 | 協議会で作成した暫定の走行ルート案に基づき、路線バス事業のシミュレーションを行い、収支見込みや市場性、実施主体の有無等を調査 | 上記①～③の結果と、バス事業者を対象とするサウンディングをもとに、転換案を作成予定 |

3 法定協議会における今後の流れ

- (1) 令和7年度中に大きな方向性（鉄道維持、BRT転換、路線バス転換など）を決定
- (2) 令和8年度の早い時期に地域公共交通計画を作成
- (3) 計画作成後、国の補助制度等を活用し、速やかに計画を実行

«令和7年度の法定協議会開催スケジュール» ※ 大きな方向性決定まで

| 開催予定期 | 主な議題 |
|-----------|----------------------------|
| 5/26 | ・協議会で実施する調査事項を決定（速やかに調査開始） |
| 7/14、8/29 | ・全国の事例報告、沿線地域に関する諸データの確認等 |
| 秋 | ・調査結果の報告 |
| 秋～冬 | ・大きな方向性決定に向けた意見集約・協議 |
| 春 | ・大きな方向性決定 |